

第3次茨木市人権施策推進基本方針・計画(骨子案)

概 要

I 基本方針・計画策定にあたって

1. 基本方針・計画作成の趣旨・背景

従来の「茨木市人権施策推進基本方針」と「茨木市人権施策推進計画」を一体化し、人権施策の基本理念と具体的な推進方策を総合的かつ計画的に示すものとして策定します。

2. 基本方針・計画の期間

第2次計画は10年ですが、急速に変化する社会情勢や多様化する人権課題に対応するため、第3次計画では5年にすることを提案します。

3. 計画の位置づけ

「茨木市総合計画」を上位計画とし、各分野別計画(男女共同参画、こども、高齢者、障害者等)と連携・整合を図る、市行政の基盤的な計画として位置づけます。また、本市の『茨木市 SDGs 推進ガイドライン』とも連携し、人権施策においても SDGs の理念(誰一人取り残さない)を取り入れ、その達成に寄与する取組を進める計画とします。

基 本 方 針

I 人権をめぐる社会情勢と茨木市のこれまでの取組と経過

1. 人権をめぐる社会情勢と国際的潮流

国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」で指摘されている国際化の進展や少子高齢化の進行に加え、生成AIの急速な普及などデジタル社会の発展に伴い生起する新たな人権課題といった社会情勢の変化を的確に捉えます。また、「ビジネスと人権」への国際的な要請の高まりや、複合的・加重的な差別を受ける「複合差別」の観点を取り入れます。

2. 新たな法整備の動向

国においては「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「こども基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)」、「情報流通プラットフォーム対処法」、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」、大阪府においては、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」など、前回計画以降に新設・改正された法制度の動向を踏まえます。

3. 茨木市のこれまで取組と経過

茨木市が行ってきたこれまでの取組を整理します。

II 計画の基本理念と施策推進の基本方針

1. 基本理念 第2次基本方針・計画の理念を継承し、以下の2点を掲げます。

- ① 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり
- ② 誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

2. 施策推進の基本方針(視点)

- ① すべての人にとって価値あるものとしての人権意識のかん養
- ② 自らと他者の人権の擁護に積極的な態度の育成
- ③ ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の観点からの人権の擁護と地域共生社会の実現
- ④ 人間としての尊厳を保ち、あらゆる差別を受けることなく生活できる「差別されない権利」の擁護
- ⑤ デジタル社会の新たな人権侵害等から安心して暮らせる「私生活の平穏」の確保

計 画

I 第2次茨木市人権施策推進計画の実績と評価

第2次茨木市人権施策推進計画の実績と評価にもとづく課題整理を行います。

II 市民意識調査等から見た茨木市の現状と課題

令和7年度に実施した市民意識調査の結果などから、以下の課題を抽出・反映させます。

- ① 人権問題に対する問題意識は高まっているものの、住居選択等における同和地区や外国籍住民、各種福祉施設などに対する忌避意識が根強く残存していること。
- ② インターネットを通じた人権侵害への懸念が非常に高く、SNS上の誹謗中傷や青少年が犯罪(闇バイト等)に巻き込まれる可能性への不安が強いこと。
- ③ こどもに対する虐待・いじめのほか、ヤングケアラーの早期発見や支援拡充に対する市民の関心が高いこと。
- ④ 「被差別者責任論」や「寝た子を起こすな論」といった、差別解消を阻害する誤った認識が依然として一定数存在すること。
- ⑤ 各種人権問題に関する相談窓口の認知度が低く、市民の6割以上が窓口を『知らない』と回答していること。

※ 人権課題における市民意識の課題は、それぞれの人権課題ごとに整理します。

III 取り組むべき主要な人権課題と施策の方向性

意識調査や国の動向等を踏まえ、以下の個別課題ごとに施策を展開します。

1. デジタル社会における新たな人権侵害(課題横断的な人権課題)

デジタル社会の発展に伴い、SNSでの誹謗中傷やディープフェイクによる名誉毀損、生成AIの悪用による人権侵害など、個人の尊厳やプライバシーを脅かす新たな人権侵害が深刻化しています。こうした人権

侵害に関する相談窓口や被害者救済の強化に加え、教育委員会と連携した情報リテラシー教育の充実や、ライフステージに応じた『デジタル・シティズンシップ教育』を推進します。

《市民意識調査に見る課題》

- SNS 等での誹謗中傷、青少年が闇バイトやオンラインカジノ等の犯罪に巻き込まれる危険性、個人情報流出に対する懸念が非常に高くなっています。
- 機器を使いこなせないことによる情報格差(デジタル・ディバイド)も課題とされています。
- 解決策として、人権侵害をなくすための法規制、行政による正しい情報発信、インターネット利用者へのメディア・リテラシー教育の推進が強く求められています。

2. 男女共同参画(ジェンダー平等)

固定的な性別役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、職場における男女格差の是正に取り組みます。また、DV やセクシュアル・ハラスメント、性暴力の防止とともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく包括的な支援体制を構築します。

《市民意識調査に見る課題》

- ストーカー、DV、セクシュアル・ハラスメントなどの深刻な人権侵害に対する関心は高い一方で、職場における男女格差や夫婦別姓などの社会構造・制度的課題に対する問題意識は低下(風化)傾向にあります。
- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識について、世代間で価値観に大きな隔たりが見られます。
- 数値目標による女性の積極的登用への反対意見も一定数存在し、目に見えない格差の常態化に対する意識改革が課題です。

3. こども・若者の人権

「こども基本法」等に基づく子どもの権利保障を推進します。いじめ・不登校・児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーの早期発見・支援、こどもの貧困対策、インターネット上の有害情報からの保護、こども自身が相談できる窓口の周知を図ります。

《市民意識調査に見る課題》

- こどもへの暴力や虐待、いじめ、インターネット上の有害情報に対する危機感は極めて高くなっています。
- その一方で、「こどもの進路を保護者が決めること」を問題とする認識は低く、こどもの「意見表明権」や「自己決定権(主体性)」の尊重が社会に十分に浸透していません。
- ヤングケアラーの早期発見と支援の充実、およびこども自身が利用しやすい相談体制の整備と周知が強く求められています。

4. 高齢者の人権

「高齢者だから」という偏見をなくし、孤立の防止、悪徳商法や特殊詐欺などの消費者被害の防止、高齢者虐待の防止に努めます。認知症施策の充実を図り、高齢者が知識や経験を活かして活躍できる地域づくりを進めます。

《市民意識調査に見る課題》

- 悪徳商法や特殊詐欺の被害、社会的な孤立に対する問題意識が高い状況です。
- 高齢者であることを理由とした賃貸住宅への入居拒否などが問題視されており、「住まいの確保」という基本的な人権の阻害が課題となっています。
- 高齢者に対する虐待について、当事者世代(70 歳以上)の問題意識が低く、家族介護への気兼ねなどから被害が潜在化するリスクがあります。

5. 障害者の人権

障害を個人の問題とする『医療モデル』から社会の側に障壁があるとする『社会モデル』への転換を踏まえ、『改正障害者差別解消法』に基づく合理的配慮の提供の徹底や、物理的・心理的な障壁の除去、心のバリアフリーの推進、インクルーシブ教育システムの構築に取り組み、障害の有無にかかわらず誰もが当たり前に生活し共に生きる社会の実現をめざします。旧優生保護法訴訟の最高裁判決等を受け、優生思想や障害者に対する偏見・差別の根絶に向けた取組を推進します。また、就労機会の確保、災害時の情報提供体制の充実を図ります。

《市民意識調査に見る課題》

- 段差解消等の「ハード面」と、差別的言動の解消等の「ソフト面(心のバリアフリー)」の双方で、依然として環境整備が不十分であると認識されています。
- 障害者に対する災害時の情報提供体制が十分でないことへの懸念が高く、命に関わる安全確保が求められています。
- 「合理的配慮」の必要性は認識されているものの、機材の使いにくさや公的書類の配慮不足など、具体的な対応の改善が課題です。

6. 部落差別(同和問題)

結婚や住居選択において依然として残る忌避意識の解消、インターネット上での差別的書き込みへの対応、同和問題を口実とする「えせ同和行為」の排除に向けた教育・啓発と相談体制を強化します。また、被差別部落(同和地区)が現代社会の多様な課題(貧困や教育格差など)が集中する「社会課題の集積地」となっている現状を踏まえ、教育・労働・生活等に関わる課題解消に向けた包括的な支援や、福祉行政と連携した取組を推進します。

《市民意識調査に見る課題》

- インターネット(SNS 等)を利用した差別的な情報の掲載や、差別的な落書き・言動が高い割合で問題視されています。
- 住居選択(不動産購入等)や結婚に際して、同和地区や出身者を避ける忌避意識が根強く残存しています。
- 「そっとしておけば差別はなくなる」という問題回避の意識(寝た子を起こすな論)や、「行政から優遇されている」といった誤った認識(逆差別意識)を持つ層が存在し、えせ同和行為への懸念と合わせて差別解消の阻害要因となっています。

7. 外国人の人権

地域社会における外国籍住民の「共生の権利の承認」を具体化し、多様なルーツを持つ人々が共に暮ら

す地域共生社会をめざします。多文化共生や交流の促進に加え、人権の普遍性に基づく啓発でヘイトスピーチの解消を推進します。また、住居や就労の障壁、情報格差などの構造的課題を解決するため、日本語学習機会の提供や、多言語・やさしい日本語による情報発信を強化し、誰もが権利を守られ安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

《市民意識調査に見る課題》

- ヘイトスピーチなどの差別的言動や、日本語能力不足に起因する情報格差（生活情報や災害時の情報入手困難）が課題とされています。
- 一方で、就労条件の不利や外国人のこどもへの教育環境を問題視する割合、多文化共生への意欲は前回調査から低下しており、人権問題としての意識の風化が懸念されます。
- 治安や生活文化の違いに対する漠然とした不安から、住居選択等において外国籍住民を避ける意識が存在しています。

8. 性的マイノリティの人権

LGBT 理解増進法を踏まえ、多様な性のあり方に関する正しい理解を促進します。アウティングや SOGI ハラスメントの防止、茨木市パートナーシップ宣誓制度の周知、当事者が安心して相談できる支援体制を充実させます。

《市民意識調査に見る課題》

- 地域・職場・学校等での孤立や排除・いじめ、周囲の偏見を恐れてカミングアウトできないことが主要な問題とされています。
- カミングアウトの難しさや、同性パートナーとの婚姻関係への認識において、若年層（問題意識が高い）と高齢層（問題意識が低い）、あるいは男女間において大きなギャップが存在します。
- 法制度の不備を問題視する意見は前回調査より減少しており、社会の意識変化に合わせた正しい理解の促進（制度の周知や相談体制の充実）が必要です。

9. さまざまな人権問題

個人情報の保護・適切な利用、新型コロナウイルス等の感染症患者等への偏見防止、HIV 感染者・ハンセン病回復者やその家族に対する偏見の解消、犯罪被害者や刑を終えて出所した人への支援、拉致問題への啓発、「ビジネスと人権」に対する企業への啓発など、複合化・多様化する人権課題に幅広く対応します。

《市民意識調査に見る課題》

- 犯罪被害者やその家族が、インターネット上で誹謗中傷を受ける「二次被害」への懸念が強く、新たな人権侵害として認識されています。
- 企業の利益追求によって人々の権利や暮らしが犠牲になること（ビジネスと人権の観点）への批判的意識が高くなっています。
- ホームレスに対する忌避行動（足早に立ち去る等）を「問題だと思わない」割合が高く、特定の属性への偏見が残存しています。
- 貧困対策等の是正措置に対して「逆差別・不公平だ」とするインターネット上の偏った情報を、批判的に検討せず受け入れてしまう層が一定数存在し、情報リテラシーの向上が課題です。

IV 人権行政の推進 ― 市行政の基盤としての人権施策

1. 人権意識の高揚を図るための施策(人権教育・啓発の推進)

家庭、学校、職場、地域などあらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進します。世代による人権学習テーマの偏りを埋めるため、学校に加え職場や地域を通じた継続的な教育・啓発が必要です。また、人権教育に取り組む指導者やボランティアを育成し、当事者のエンパワメント支援や市民の主体的な学習活動を促進します。

2. 人権擁護に関する施策(相談・支援・救済体制の充実)

市民が身近に相談でき、自己決定に基づいて問題解決を図れるよう支援します。個別の課題に対応する専門相談窓口の充実とともに、複合的な困難を抱える市民への総合的な支援体制の構築、庁内外の関係機関とのネットワーク強化を図ります。

V 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制の強化

「茨木市人権擁護対策推進委員会」を中心とした全庁的な連携体制の構築、職員の人権感覚の育成を図ります。また、市民、地域団体、NPO、企業、法務局等人権関係機関との相互連携を深め、協働による施策を推進します。また、人権施策推進の拠点として『いのち・愛・ゆめセンター』を活用・整備し、地域における人権啓発・交流の促進や、きめ細かな相談・自立支援などの専門的な体制構築を図ります。

2. 計画の評価と進行管理

PDCA サイクルに基づき、各事業の実績評価や「茨木市人権尊重のまちづくり審議会」での検討、市民意識調査の結果等を活用し、社会情勢の変化に応じた事業の改善・見直しを不断に行います。